

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等に伴う今後の対応等について (Q&A)

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業（芸術家の派遣事業）

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業（コミュニケーション能力向上事業）

令和2年度 文化芸術による子供育成総合事業（子供 夢・アート・アカデミー）

2021/1/8更新

No.	質問	回答
1	Q.現在の実施予定日での実施目途が立たない。実施の延期や中止は可能か。	<p>延期・中止は可能です。ただし、その際には実施校から講師へ必ず情報共有を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>その上で、「予定通り実施」、「日程変更にて実施」または「中止」の希望を実施校が講師へ御意向をお伝えください。</p> <p>実施を希望する場合、実施校と講師間で必要な感染症対策を相談し、安全性を十分に確保できることを確認の上で、学校側で決定の判断をお願いいたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症予防対策等の検討に当たっては、次のガイドライン等を御参照くださるようお願いいたします。</p> <p>■文部科学省ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  <a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html</a></p> <p>■文化庁ウェブサイト「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  <a href="https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03">https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/sonota_oshirase/20200206.html#info03</a></p> <p>■被派遣者（講師、実施団体）の所在地における感染症対策に関するガイドライン</p> <p>■実施校の所在地における感染症対策に関するガイドライン</p>
2	Q.上記（No.1）に際し、延期はいつまで可能か。	<p>原則令和3年2月26日（金）までの期間を御検討くださるようお願いいたします。</p> <p>※令和3年3月以降に実施を希望する場合は、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。</p>
3	Q.延期を検討しているが、現状では具体的な振替日を検討することができない。現在の実施予定日での実施見送りのみが確定している場合はどのような手続きをとるべきか。	<p>事務局へメールまたはFAXにて御連絡くださるようお願いいたします。</p> <p>詳しい連絡手順については、「令和2年度文化芸術による子供育成総合事業～芸術家の派遣事業～ 実施の手引き」5ページを御参照くださるようお願いいたします。</p>
4	Q.新型コロナウイルスの影響や感染症予防対策の兼ね合いにより、事態が急転し、実施の直前に中止や延期となった場合、経費の扱いはどうなるのか。	<p>指導謝金については、実施実績を支払基準としますので、実施を行わない場合、お支払いすることができません。</p> <p>旅費のキャンセル料や、外部へ発注した機材の借損料等については、実施へ向け手配を開始せざるを得ない状況があり、手配をした後に延期又は中止となってしまった場合、このために生じてしまったキャンセル料、および、延期後の日程に対して発生する経費の計上が認められます。</p> <p>できる限りこれらの経費が生じないよう、発注時期や内容の調整をお願いいたします。</p>
5	Q.上記（No.4）に際し、実施の直前に中止が決定したため、旅費のキャンセル料が発生した。キャンセル料を請求する場合はどのような手続きをとればよいか。	<p>実施報告書と共に、実施校は下記の書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式10（経費報告書兼支払依頼書）</li> <li>※【決算総括表】欄、【②旅費】欄にキャンセル料のみを記入してください。</li> <li>・キャンセル料のわかる書面</li> <li>※宛名は購入者名であること。</li> </ul>
6	Q.複数校連続行程を組んでいるうち、一方が中止、一方が実施予定になった。申請時は実施校ごとに旅費を分けて計上していたのだが、この場合どのような扱いになるのか。	<p>実施された学校の経費として、行き帰り往復分の旅費の計上が認められます。</p>
7	Q.移動時の密集状態、または密集場所を避けるために、移動方法や経路の変更等をする事は認められるか。	<p>状況により、新型コロナウイルス感染症予防の観点からやむを得ず決定時からの移動行程の変更が生じる場合は、経路の変更及び移動方法の変更、ならびこれにより増額した費用の計上が認められます。</p>
8	Q.実施の手引き12ページに「新型コロナウイルス感染症予防に関する諸雑費（消毒液など）は上限額外として計上可能とします。」とあるが、要否の判断はだれがするのか。	<p>実施校にて、地域でのガイドライン等に準じて感染症予防に関する諸雑費の要否を御判断くださるようお願いいたします。</p>
9	Q.上記（No.8）に際し、品目の制限等はあるか。	<p>消毒液等の消耗品は、必要数量分までの経費の計上を認められます。</p> <p>備品にあたるものの計上はできません。</p> <p>ただし、備品の借用に係る経費の計上は認められます。</p> <p>計上可能かどうか判断ができない場合は、事前に事務局までお問い合わせくださるようお願いいたします。</p>

No.	質問	回答
10	Q.上記 (No.8) に際し、物品はだれが購入するのか。	実施校側・講師側のいずれも購入可能です。また、業者への見積・発注を行うことも可能です。業者を利用する場合、事前に精査後の後払いとなることを御了承いただくようお願いいたします。
11	Q.上記 (No.8) に際し、経費の計上にあたりどのような手続きや提出書類が必要か。	<p>&lt;事業実施後&gt;</p> <p>■実施校にて物品購入の場合 下記の書類をそろえて実施報告書とともに御提出くださるようお願いいたします。 ・領収書 (宛名は実施校名であること) ・実施校の振込先を記入した様式7 (振込依頼書)</p> <p>■講師にて物品購入の場合 下記の書類をそろえて実施報告書とともに御提出くださるようお願いいたします。 ・領収書 (宛名は購入者名であること) ※感染症予防に関する諸雑費の立替払いに限り、謝金・旅費と同一の口座を振込先に指定することが可能です。</p> <p>■業者への見積・発注を行った場合 実施の手引きを参考に、通常の諸雑費計上と同様の手続きをお取りいただくようお願いいたします。</p>
12	Q.実施内容について動画配信という形で行うことは可能か。またその際の別途費用の計上は可能か。	オンライン通信などを用いて動画配信にて実施することは可能です。ただし予め講師が録画した動画 (学習教材) が配布されるのみで、実施校と講師間での対話が行われない場合、謝金の計上は認められません。 オンラインでの指導対応については実施校からの要請があり、講師が対応できるのであれば可能です (指導実績として認められます)。
13	Q.実施時の密集状態を避けるために、実施を複数回に分けるなどの対応をとってよいか。	実施校の規模を鑑みて可否を判断しますので、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。
14	Q.新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のために、会場の換気、消毒等を事前に行う必要があり、当初の予定よりスタッフを増員する必要があるが、これにより発生した旅費等の経費の計上は認められるか。	対応について必要な人員数(1~2名程度)にかかる経費の計上を認めます。なお、当日のスタッフを1~2名程度増員するなどして準備時間の短縮を図る方法等についても御検討いただく等、より効率的で効果的な対応方法を御検討くださるようお願いいたします。
15	Q.実施にあたり、被派遣者全員にPCR検査の実施を希望する。PCR検査費の計上は認められるか。	地域ごとの状況を踏まえ、要請のレベルについて十分検討の上、都道府県・政令指定都市の担当部局からの要請文をもって計上を認めます。 PCR検査の実施が必要であると判断された場合は、事前に事務局まで御相談くださるようお願いいたします。